

議第84号

平成26年度滋賀県水道用水供給事業会計補正予算(第1号)

(総則)

第1条 平成26年度滋賀県の水道用水供給事業会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(収益的収入および支出)

第2条 収益的収入および支出の予定額を、次のとおり補正する。

収 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 水道用水供給事業収益		千円 5,141,200	千円 40,161	千円 5,181,361
	1 営業収益	4,835,316	10,436	4,845,752
	2 営業外収益	305,884	29,725	335,609

支 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 水道用水供給事業費用		千円 4,150,000	千円 94,680	千円 4,244,680
	1 営業費用	3,795,801	△ 46,524	3,749,277
	2 営業外費用	295,966	66,776	362,742
	3 特別損失	58,233	74,428	132,661

(資本的収入および支出)

第3条 資本的収入および支出の予定額を、次のとおり補正する。

(補正後の資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額 2,633,485千円は、減債積立金 1,005,972千円、過年度分損益勘定留保資金 1,540,026千円ならびに消費税および地方消費税資本的収支調整額87,487千円で補填するものとする。)

収 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 資本的収入		千円 973,000	千円 △ 151,834	千円 821,166

	1 企業債	953,000	△ 153,000	800,000
	2 出資金	20,000	△ 50	19,950
	3 補助金	—	1,216	1,216

支 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 資本的支出		千円 3,745,700	千円 △ 291,049	千円 3,454,651
	1 建設改良費	2,339,135	△ 247,023	2,092,112
	2 企業債償還金	1,319,633	△ 12,971	1,306,662
	3 固定資産購入費	86,932	△ 31,055	55,877

(債務負担行為)

第4条 債務負担行為をすることができる期間および限度額を、次のとおり補正する。

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
水道用水改良事業 (朝国ライン送水管工事)	平成27年度	64,400千円	平成27年度から 平成28年度まで	87,400千円

(企業債)

第5条 起債の限度額を、次のとおり補正する。

起 債 の 目 的	補正前限度額	補正後限度額
水道用水建設事業費	千円 605,000	千円 534,000
水道用水改良事業費	348,000	266,000
計	953,000	800,000

(議会の議決を経なければ流用することができない経費)

第6条 議会の議決を経なければ流用することができない経費の金額を、次のとおり補正する。

科 目	補正前の額	補正額	計
職員給与費	千円 536,007	千円 16,066	千円 552,073

(他会計からの補助金)

第7条 水源開発に要する経費に充当するため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額を、次のとおり補正する。

科 目	補正前の額	補正額	計
補助金	千円 1,963	△ 千円 2	千円 1,961

上記の議案を提出する。

平成27年3月10日

滋賀県知事 三日月 大造